令和7年度税制改正要望事項(新設·拡充·<u>延長</u>)

(経済産業省中小企業庁経営支援部小規模企業振興課経営安定対策室)

項目	名	特定事業継続力強化設備等の特別償却(中小企業防災・減災投資促進 税制)の延長
税	目	所得税 租税特別措置法第 11 条の 3 租税特別措置法施行令第 6 条の 2 法人税 租税特別措置法第 44 条の 2 租税特別措置法施行令第 28 条の 5
	適用期	限を2年間延長する 等
要		
女		
望		
0		
内		
容		
		平年度の減収見込額 ー 百万円
		(制度自体の減収額) (▲ 0 百万円)
		(改正増減収額) (一百万円)

		(1) 政策目的					
必要	新 設	中小企業者等の自然災害等の発生に備えた事前対策を強化するための計画策定及び設備投資を促進することで、中小企業者等の事業継続力の強化を図る。 (2) 施策の必要性					
要とする拡充又		令和 6 年能登半島地震をはじめ、自然災害が全国で多発する中、今後も継続した地震や水害といった災害等の発生が予想され、中小企業者等が自ら行う事前の備えを後押しし、防災・減災能力を強化していくことは喫緊の課題である。また、実際の直接的な被害の抑制、事業停止による被害の軽減のためには、防災・減災設備の導入が不可欠である。					
理由	は 延 長	事業継続力強化計画の策定を促進するとともに、自然災害等に対するより実効性の高い取組を後押しする方策の一つとして、特別償却の税制措置を行うことで、防災・減災に向けた設備投資を通じた中小企業等の事業継続力の強化を図ることが必要である。					
	を						
今回の要望(租税特別措置)に関連	合 理 性	政策は大きをは、大きのでは、たいでは、大きのでは、たいでは、たいでは、たいでは、たいでは、たいでは、たいでは、たいでは、たい	7. 中小企業の発展 〇中小企業等経営強化法 (目的) 第一条 この法律は、中小企業等の多様で活力ある成長発展が経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、新たに設立上、先企業の事業活動並びに中小企業等の経営革新、経営力向上、先端設備等導入及び事業継続力強化の支援を行うはより、中小企業等の経営強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。 〇中小企業等の経営強化に関する基本方針 第7 中小企業の事業継続力強化 1 単事業継続力強化 1 単事業継続力強化 「事業継続力強化」とは、自然災害又は通信その他の事業活動で事業継続力強化「の基盤における重大な障害(以下「自然災害又は通信その他の事業活動の発生が事業活動に与える影響を踏まえてずるとともに、の発生が事業活動に与える影響を踏まえてずるとともに、災害のが発生が事業活動の継続に資する対策を事前に講により、の強化を図ることをいう。				
連ずる事		政 策 の 達成目標	中小企業が、自然災害等の発生時において事業継続を図る能力 を強化するために行う、事前対策の促進。				
事 項		租税特別措 置の適用又 は延長期間	令和7年4月1日~令和9年3月31日(2年間)				

	1	Ţ
	同上の期間 中の達成 目 標	中小企業が、自然災害等の発生時における事業継続を図る能力 を強化し、防災・減災効果を獲得すること。
	政策目標の 達 成 状 況	中小企業等強靱化法の施行(令和元年7月)以降、令和6年3月末までに約67,000者の事業継続力強化計画を認定しており、中小企業の防災・減災にかかる取組は着実に進んでいる。 【事業継続力強化計画の認定状況】 70,000 60,000 50,000 20,000 10,000 0 か和元年度 令和2年度 令和3年度 令和4年度 令和5年度(8月~3月) (出所)「『事業継続力強化計画』地域別認定件数一覧」(中小企業庁) また、本税制を活用した設備投資については、令和6年3月末までに約78者(推計含む)の税制適用実績であり、更なる設備投資の促進が必要である。
	要望の措置の適用見込み	令和7年度 58者 令和8年度 180者 ※事業継続力強化計画の認定者数及び税制適用計画者数から推 計
有 効 性	要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	現行制度は、特別償却の適用を可能としているがされるのの適用を可能とし担が軽減下すする金のため、これるのを関連を関連を関連を関連を関連を関連を関連を関連を関連を関連を関連を関連を関連を

		当該要望項 目以外の税 制上の措置	
		予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	_
	相当性	上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	_
		要望の措置 の 妥 当 性	本税制では、中小企業等経営強化法に基づく事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業者における、実効性の高い防災・減災対策の実践のための設備投資を後押しするため、防災・減災に直接的に機能を有する設備(機械装置、器具備品、建物附属設備)を取得する場合に適用を可能としている。令和6年能登半島地震をはじめ、自然災害が全国で多発する中、中小企業における防災・減災能力の強化が一層重要性を増していることを踏まえ、引き続き、中小企業の防災・減災に向けた設備投資の促進が必要である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別 措 置 の 適用実績	【適用件数】 令和 2 年度: 26 者 令和 3 年度: 20 者 令和 4 年度: 15 者 【減収額】(推計) 令和 2 年度: 24, 791 千円 令和 3 年度: 7,991 千円 令和 4 年度: 8,957 千円
		租特透明化 法に基づく 適 用 実 態 調 査 結 果	租税特別措置法の条項:第44条の2 適用件数: 15者 適用額:38,608千円 ※令和4年度の適用状況
		租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	本税制が防災・減災設備への企業の投資判断を後押している。 具体的な数値としては、本税制があることによって約 7 割の企業が「設備投資額を増やすことができた」、「設備投資の時期を早めることができた」とのアンケート結果がある(令和 4 年度中小企業庁アンケートより)。
		前回要望時 の達成目標	中小企業が、自然災害等の発生時において事業継続を図る能力 を強化するために行う、事前対策の促進。

前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	本税制の活用促進のため、中小企業者に対してのみならず、対象設備のメーカーや関係組織、税理士団体等への制度周知を実施してきた。 一方、経営状況の不安定や物価高騰を理由に、中小企業者等において防災・減災設備の投資を断念・先送りしてしまい、設備投資が伸び悩む傾向にある。
これまでの 要 望 経 緯	令和元年度 中小企業防災・減災投資促進税制を創設 (適用期限は令和2年度末まで) 令和3年度 設備のかさ上げに用いる架台、停電時の電力供給 装置、感染症対策設備を対象設備に追加した上で 延長 (適用期限は令和4年度末まで) 令和5年度 耐震装置を対象設備に追加した上で延長 (適用期限は令和6年度末まで)